

議案第 82 号

勝山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

勝山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 3 月 22 日提出

議会運営委員会

委員長 下牧 一郎

提案理由

行政手続等において求めてきた押印の廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、必要性の低い押印を廃止するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

勝山市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年勝山市条例第62号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を別紙のとおり改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条第1項関係)

年 月 日

勝山市議会議長

殿

会派名

経理責任者名

年度政務活動費収支報告について

勝山市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

会 派 名 _____

1 収 入
政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。